


所管部課	福祉部 臨時福祉給付金等担当	部長	吉沢 寿子	
件名	平成27年度東大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	情報管理課、市民課、課税課、子育て支援課、生活福祉課、会計課		
1. 要旨				
<p>平成26年度に引き続き、消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金を支給することに関し、必要な事項を定めるため、単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 支給対象者                  基準日（平成27年1月1日）において東大和市に住民登録があり、平成27年度の市民税（均等割）が課税されていない方。                  ※生活保護受給者、市民税（均等割）課税者の扶養親族等は除く。</p> <p>(2) 給付額                  一人につき6千円を給付する。</p> <p>(3) 施行日                  平成27年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果                  給付金を支給することができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>平成27年1月14日 「平成27年度一般会計予算案について」 閣議決定</p> <p>平成27年2月13日 「臨時福祉給付金の支給事務のスケジュール等について」 簡素な給付措置支給業務室通知</p> <p>平成27年3月31日 「臨時福祉給付金支給要領（案）等について」 簡素な給付措置支給業務室通知</p> <p>平成27年4月 9日 臨時福祉給付金に関する内容を盛り込んだ国の一般会計予算が成立</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>子育て世帯臨時特例給付金事業と連携を図りながら事業を進めていく必要がある。</p>				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議終了後、速やかに起案事務を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。